

# 標榜診療科名について（令和8年6月1日）

## （1）医業について

### 【単独の名称をもって診療科名とするもの】

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科（放射線診断科、放射線治療科）、病理診断科、臨床検査科、救急科、**麻酔科（許可制）**

### 【組み合わせにより診療科名とするもの】

「政令」及び「省令」で定められた事項	単独名称
(1) 身体や臓器の名称 <b>頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝</b> <b>頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝</b>	+
(2) 患者の年齢、性別等の特性 <b>男性、女性、小児、老人</b> <b>周産期、新生児、児童、思春期、老年、高齢者</b>	
(3) 診療方法の名称 <b>整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和</b> <b>漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア、ペインクリニック</b>	
(4) 患者の症状、疾患の名称 <b>感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患、睡眠障害</b> <b>性感染症、がん</b>	
	内科 外科 精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 （産科、婦人科） 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 （放射線診断科、放射線治療科） 病理診断科 臨床検査科 救急科

### 《組み合わせのルール》

- ① 上記(1)から(4)までの事項のうち、異なる区分に属する複数の事項を組み合わせることができる。
- ② 同じ区分に属する事項同士は、複数組み合わせることができない。  
 [例] 「内科」と「(2)老人」と「(2)小児」とを組み合わせると「老人小児内科」とすることはできないが、「老人・小児内科」又は「老人内科」、「小児内科」とすれば標榜可能
- ③ 不合理な組み合わせはできない。（省令で規定。下表参照）

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形、形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年、高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
産婦人科	男性、小児、児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓

## (2) 歯科医業について

### 【単独の名称をもって診療科名とするもの】

歯科

### 【組み合わせにより診療科名とするもの】

政令で定められた事項（現時点で省令の定めなし）	単独名称
(1) 患者の年齢を示す名称 小児	歯科
(2) 歯科医学的処置のうち歯科医学的知見等に照らし特定の領域を表す用語 矯正、口腔外科	

#### 《組み合わせのルール》

- ① 上記(1)及び(2)の事項を複数組み合わせることができる。
- ② 同じ分類に属する事項は、複数組み合わせることができない。
- ③ 不合理な組み合わせはできない。（省令で規定。現時点で規定なし）

## (3) 経過措置について

従来、広告可能と認められていた診療科名のうち以下に掲げる診療科名については、平成20年4月1日以降、診療科名として広告することはできなくなるが、同日前から広告していたものについては、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き広告することができる。

[神経科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こつ門科、気管食道科]

## (4) 広告する診療科名の数について

患者等による自分の病状等に合ったより適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、医療機関においては、当該医療機関に勤務する医師又は歯科医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、診療科名の広告に当たっては、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましいものとする。

## (5) 診療科名の組み合わせの表示形式について

- ① 「〇〇△△科」と組み合わせる表示 [表示例] 「呼吸器内科」、「消化器内科」
- ② 「〇〇・△△科」と組み合わせる表示 [表示例] 「肝臓・消化器外科」、「糖尿病・代謝内科」
- ③ 「〇〇科（△△）」と組み合わせる表示 [表示例] 「内科（循環器）」

## (6) 診療科名として認められないもの

- ① 省令で規定された不合理な組み合わせ
- ② 法令に根拠のない名称及び法令に根拠のない名称と診療科名とを組み合わせた名称

#### 【例】 ○ 医科に関する名称

呼吸器科、循環器科、消化器科、女性科、老年科、化学療法科、疼痛緩和科、ペインクリニック科、糖尿病科、性感染症科 など

#### ○ 歯科に関する名称

インプラント科、審美歯科 など

## 通常考えられる診療科名の具体例

<b>医 科</b>	内科	外科	精神科
	呼吸器内科	頭頸部外科	児童精神科
	消化器内科	胸部外科	老年精神科
	循環器内科	腹部外科	アレルギー科
	内科（循環器）	呼吸器外科	リウマチ科
	気管食道内科	消化器外科	小児科
	腎臓内科	気管食道外科	小児科（新生児）
	神経内科	肛門外科	皮膚科
	血液内科	心臓血管外科	小児皮膚科
	内分泌内科	脳神経外科	美容皮膚科
	代謝内科	乳腺外科	泌尿器科
	胃腸内科	食道外科	神経泌尿器科
	心臓内科	胃腸外科	男性泌尿器科
	脂質代謝内科	大腸外科	小児泌尿器科
	女性内科	肝臓外科	泌尿器科（人工透析）
	新生児内科	胆のう外科	泌尿器科（不妊治療）
	老年内科	膵臓外科	産婦人科
	心療内科	心臓外科	産科
	内科（薬物療法）	小児外科	婦人科
	疼痛緩和内科	整形外科	産婦人科（生殖医療）
	漢方内科	形成外科	眼科
	人工透析内科	美容外科	小児眼科
	内科（骨髄移植）	移植外科	耳鼻いんこう科
	内視鏡内科	内視鏡外科	気管食道・耳鼻いんこう科
	ペインクリニック内科	外科（内視鏡）	小児耳鼻いんこう科
	内科（ペインクリニック）	ペインクリニック外科	リハビリテーション科
	感染症内科	腫瘍外科	放射線科
	内科（感染症）	外科（がん）	放射線診断科
	腫瘍内科		放射線治療科
	糖尿病内科		腫瘍放射線科
アレルギー疾患内科		病理診断科	
性感染症内科		臨床検査科	
		救急科	
		など	
<b>歯 科</b>	歯科		
	小児歯科		
	矯正歯科		
	歯科口腔外科		

【参考資料】 [平成20年3月31日医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知（別表）参照]

## 複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科名の具体例

<b>医 科</b>	血液・腫瘍内科	小児腫瘍外科	頭頸部・耳鼻いんこう科
	糖尿病・代謝内科	女性乳腺外科	美容皮膚科（漢方）
	老年心療内科	移植・内視鏡外科	
	老年・呼吸器内科	消化器・移植外科	
	消化器内科（内視鏡）	ペインクリニック・整形外科	
	腎臓内科（人工透析）	脳・血管外科	
	腫瘍内科（疼痛緩和）	肝臓・胆のう・膵臓外科	
		大腸・肛門外科	
	腎臓外科（臓器移植）	など	
<b>歯 科</b>	小児矯正歯科	など	